

二種学科教本 統合版 改訂表

(令和5・7・1改訂版 対応)

P.4~5

『3.自動車』～『7.自転車』を以下のように変更し、『8.遠隔操作型小型車』を追加、
『8～21』を1つずつ繰り下げます。

3. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転し、または特定自動運行を行う車で、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車や乳母車など(「歩行補助車など」といいます。)以外のものをいいます。

4. 原動機付自転車

原動機を用い、かつレールまたは架線によらないで運転する車で、次のいずれかに該当するもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車など以外のものをいいます。

●一般原動機付自転車

総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下の原動機を用いる二輪または三輪の車(三輪以上の車であっても、左右の車輪の距離が0.5mをこえ、車室を有するものは総排気量20cc以下または定格出力0.25kw以下の車)であって次に該当しないもの

●特定小型原動機付自転車

車体の大きさと構造が自転車道における他の車両の通行を妨げないもので、運転に高い技能を必要としないものとして法令で定められた基準に該当するもの(そのうち、歩道等を通行できるものとして法令で定められた基準を満たすものを特例特定小型原動機付自転車といいます。)

6. 軽車両

自転車(低出力の電動機をついたハイブリッド自転車を含む。)、荷車、リヤカー、そり、牛馬などをいいます。
(電動の運搬車など、原動機を用いる車のうち法令で定められたものを含みます。)

7. 自転車

人の力で運転する二輪以上の車(低出力の電動機をついたハイブリッド自転車を含む。)で、身体障がい者用の車、小児用の車、歩行補助車など以外の車をいいます。

8. 遠隔操作型小型車

原動機を用いた小型の車で、人や物の運送のため遠隔操作によって通行させることができるもののうち、車体の大きさと構造、装置などが一定の基準を満たす車のことをいいます。この教本では、特に説明のない場合は遠隔操作により道路を通行しているものをいいます。

『22～29』を1つずつ繰り下げ、『30』を『31』にし、内容を以下のように変更します。また、『31～36』を2つずつ繰り下げ、その前に『32.特定自動運行』を追加します。あわせて、『37』を『39』として、内容を以下のように変更し、『38～41』を2つずつ繰り下げます。

P.6～7

31. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること（特定自動運行を行う場合を除きます。）をいいます。

32. 特定自動運行

あらかじめ定められた使用条件下に必要な自動運行装置を使用して自動車を運行することをいいます。（この場合の自動運行装置はその自動車が整備不良の状態になったときや使用条件から外れた場合に自動的に安全にその自動車を停止させる機能をもったものに限られます。）

33. 駐車

車などが客待ち、荷待ち、荷物の積みおろし、故障その他の理由により継続的に停止すること（人の乗り降りや5分以内の荷物の積みおろしのための停止を除きます。）や、運転者が車から離れてすぐに運転できない状態で停止すること（特定自動運行中の停止を除きます。）をいいます。

39. 歩行者

道路を通行している人をいいます。

歩行者（歩行者として扱われる場合を含む。）

- 道路を歩いている人
- 移動用小型車で通行している人
- 身体障がい者用の車で通行している人
- 遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人
- 小児用の車で通行している人
- 歩行補助車、乳母車、ショッピングカートなどを用いて通行している人
- 歩きながら用いるための車で通行している人
- 自動二輪車や原動機付自転車、二輪または三輪の自転車、その他法令で定められた基準を満たす車両を押して歩いている人
 （エンジンをかけているものや側車のついているもの、他の車をけん引しているものは除かれます。）

P.8～9 『42～62』を2つずつ繰り下げます。

『1 信号機の信号などに従うこと』『2 信号機の信号の種類と意味』本文ならびに

P.20

表中を以下のように変更します。

1 本文1行目 『歩行者や』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車、』

2 本文3行目 『歩行者や』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車、』

信号の種類

『● 軽車両や二段階右折の原動機付自転車の右折方法』
 →『● 二段階の右折方法』

信号の意味

『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

『② 車（軽車両を除く）や路面電車は…』

→『② 車（特定小型原動機付自転車と軽車両を除く）や路面電車は…』

『③ 軽車両（自転車、荷車など）は…』

→『③ 特定小型原動機付自転車と軽車両（自転車、荷車など）は…』

P.21 表中を以下のように変更します。

● **黄色の灯火** 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』
『横断中の歩行者は』 → 『横断中の歩行者と遠隔操作型小型車は』

● **赤色の灯火** 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

『④』の2段落目
ただし、特定小型原動機付自転車
や軽車両、二段階の右折方法により
右折する一般原動機付自転車は、
右折方向の信号が赤のときは、その
右折している地点で停止していなけ
ればなりません。

P.22 表中を以下のように変更します。

● **青色の灯火の矢印** 『①』の2段落目
しかし、右向きの矢印の場合には、
特定小型原動機付自転車や軽車両、
二段階の右折方法により右折する
一般原動機付自転車は進むことが
できません。

● **黄色の灯火の矢印** 『歩行者や』 → 『歩行者と遠隔操作型小型車や』

● **黄色の灯火の点滅** 『① 歩行者や車や路面電車は…』
→ 『① 歩行者と遠隔操作型小型車、車や路面電車は…』

● **赤色の灯火の点滅** 『① 歩行者は…』 → 『① 歩行者と遠隔操作型小型車は…』

P.23 『① 人の形の記号のある信号』本文を以下のように変更し、
欄外に『*1』を追加し、『*1』を『*2』に繰り下げます。

人の形の記号のある信号は、歩行者
と遠隔操作型小型車、横断歩道を通行
する特例特定小型原動機付自転車、普
通自転車*1に対するものです。

また、特定小型原動機付自転車やそ
の他の自転車も、歩行者用の信号機に
「歩行者・自転車専用」の標示板*2が
取り付けられている場合は、その信号
に従わなければなりません。

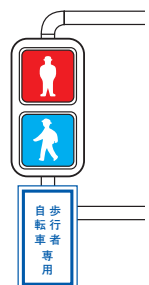
*1

普通自転車…

車体の大きさや構造が
一定の要件を満たした自
転車をいいます。
詳しくはP.50を参照。

*2

「歩行者・自転車
専用」の標示板



P.23

『 ● 人の形の記号のある信号（歩行者用信号）の種類と意味 』の
表中を以下のように変更します。

青色の灯火 1行目

青色の灯火の点滅 1,3行目

赤色の灯火 1行目

歩行者は



歩行者と遠隔操作型小型車は

青色の灯火 3行目

青色の灯火の点滅 8行目

赤色の灯火 4行目

普通自転車は



特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は

P.26

『 5 左折可の標示板があるとき 』9行目の単語を以下のように変更します。

自転車の



特定小型原動機付自転車、自転車の

1. 通行止め



歩行者、遠隔操作型小型車、車、路面電車のすべてが通行できません。

(301)

8. 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め



二輪の自動車、一般原動機付自転車は通行できません。

(307)

10. 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め



特定小型原動機付自転車と自転車は通行できません。

(309)

31. 特定小型原動機付自転車・自転車専用



- ① 自転車道や自転車専用道路を示します。
- ② 特定小型原動機付自転車と自転車（自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車と歩行者・遠隔操作型小型車は、通行できません。

(325の2)

32. 普通自転車等及び歩行者等専用



- ① 自転車歩行者専用道路を示します。
- ② 特定小型原動機付自転車と自転車（自転車道を通行してはならないものを除く。）が通行できる歩行者用道路であることを示します。
- ③ 特例特定小型原動機付自転車と普通自転車が通行できる歩道であることを示します。

(325の3)

33. 歩行者等専用



- ① 歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）を示します。
- ② 歩行者用道路を示します。

(325の4)

38. 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行



特定小型原動機付自転車と自転車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326の2-A・B)

47. 一般原動機付自転車の右折方法(二段階)



一般原動機付自転車は、右折するとき、交差点の側端に沿って通行し、二段階右折をしなければなりません。

(327の8)

48. 一般原動機付自転車の右折方法(小回り)



一般原動機付自転車は、右折するとき、あらかじめ道路の中央に（一方通行路は右端に）寄り、右折しなければなりません。

(327の9)

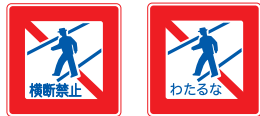
58. 歩行者等通行止め



歩行者と遠隔操作型小型車は、通行できません。

(331)

59. 歩行者等横断禁止



歩行者と遠隔操作型小型車は、横断できません。

(332)

P.40 『Pick up **ピックアップ** 車両の種類と略称』表中に以下の内容を追加します。

えんかくこがた 遠隔小型	えんかくそうさがたがたしや 遠隔操作型小型車
-----------------	---------------------------

P.42 『9. 路側帯』『10. 駐停車禁止路側帯』『11. 歩行者用路側帯』の意味をそれぞれ以下のように変更します。

『9. 路側帯』『10. 駐停車禁止路側帯』

- (1) 歩行者と軽車両は通行で
きます。 → (1) 歩行者と特例特定小型原動
機付自転車、軽車両が通行
できます。

『11. 歩行者用路側帯』

- (1) 歩行者のみ通行できます。 → (1) 歩行者が通行できます。

P.44 各標示の名称と意味を以下のように変更します。

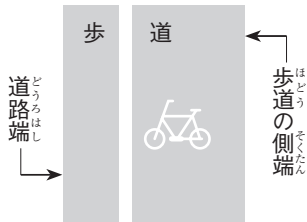
26. 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可



特例特定小型原動機付
自転車と普通自転車が
歩道を通行することが
できることを示します。

(114の2)

27. 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分



特例特定小型原動機付
自転車と普通自転車が歩
道を通行することができ
ること、その場合の通行
すべき部分を示します。

(114の3)

P.45 『2. 斜め横断可』の意味を以下のように変更します。

歩行者と遠隔操作型小型車が交差点で斜めに横断
することができることを示します。

P.50

『1 車道通行の原則と例外』の本文と『Pick up **ピックアップ** 路側帯の種類と通行』の表をそれぞれ以下のように変更し、本文『*3』を『*2』に繰り上げ、欄外『*2』は『*1』の中に編入します。

- ① 2行目： また、普通自転車*2以外の車は、
 自転車歩行者専用道路を通行してはいけません。 → また、特定小型原動機付自転車と二輪または三輪の自転車以外の車は、自転車道を通行してはいけません。
- ③ 1行目： 軽車両は、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。 → 特例特定小型原動機付自転車と軽車両は、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。

路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者用路側帯
<p>道路の左端 ↓</p> <p>車道</p>	<p>道路の左端 ↓</p> <p>車道</p>	<p>道路の左端 ↓</p> <p>車道</p>
歩行者と特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できる	歩行者と特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できる	歩行者が通行できる

P.53

『3 車両通行帯のない道路における通行』の1・2行目を以下のように変更します。

車両通行帯のない道路*1では、自動車や一般原動機付自転車は道路の左側に寄って、特定小型原動機付自転車や軽車両は道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

P.55

『1 標識による通行禁止』の本文1行目と標識イラスト下部の説明を以下のように変更します。

- 本文1行目 「歩行者専用」 → 「歩行者等専用」
- イラスト下部 歩行者専用 → 歩行者等専用

P.62

『Pick up **ピックアップ** 自転車専用通行帯』を以下のように変更します。

標識や標示によって普通自転車の専用通行帯が指定されることがあります。この場合は、特定小型原動機付自転車と普通自転車を含む軽車両以外の車は、その通行帯を通行してはいけません。

『 4 進行方向別による通行区分 』の8行目以降を以下のように変更し、

P.69 欄外に『  ちょっと注目 』を追加します。


なお、特定小型原動機付自転車や軽車両、二段階の右折方法が指定された交差点を右左折しようとする一般原動機付自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

 **ちょっと注目**

一般原動機付自転車は、二段階の右折方法により右折する交差点(前ページ参照)では、進行方向別の通行区分にかかわらず、道路の左端に寄って交差点の向こう側まで直進しなければなりません。

P.71 『 2 右、左折時の巻き込み(巻き込まれ)防止 』の本文5行目の単語を以下のように変更します。

歩行者や自転車など → 歩行者や特定小型原動機付自転車、自転車など

P.83 欄外の『  ちょっと注目 』内、最終行の後に以下の文章を追加します。

- 特定小型原動機付自転車は構造上20km/hをこえる速度を出すことができません。

P.90 『 (1) 自動車の検査 』の3行目以降を以下のように変更します。

検査に合格すると自動車検査証とともに検査標章が交付されます。検査標章は、前面ガラスの内側に前方かつ運転者席から見やすいように貼りつけて表示しなければなりません。検査標章は、つぎの検査の時期(年、月)を示します。

1 歩行者や自転車などへの思いやり

交通事故には、歩行者や自転車、特定小型原動機付自転車とのかかわり合
いにより発生しているものが数多くあり、それらの事故は、死傷者が出る
重大事故になっています。

車の運転者は、弱い立場にある歩行者や自転車などが安全に通行できるよ
うに、自分が歩行者になったり、自転車などに乗っているつもりで、それらの
行動を予測し、思いやりのある運転をしなければなりません。

2 歩行者や自転車などのそばを通るとき

歩行者のそばを通るときは、歩行者との間に安全な間隔をあけなければな
りません。また、歩行者との間に安全な間隔をあけることができないときは、
徐行しなければなりません。

特定小型原動機付自転車と自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付
自転車や自転車のふらつきなどを予想し、それらとの間に安全な間隔をあけ
るか、徐行しなければなりません。また交差点では、左側を通行している特
定小型原動機付自転車や自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、そ
れらの運転者がこちらに気づいているか確認しながら通行しましょう。



ちょっと注目

特定小型原動機付自転車…

特定小型原動機付
自転車は免許不要の
ため、交通ルールをあ
まり理解しない状態で
道路を走行している可
能性があります。十分
に注意しましょう。

理解度CHECK

ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

1. 歩行者や特定小型原動機付自転車、自転車のそばを通るときは、安全な間隔をあけるか徐行しなければならない。

『 1 こどもや身体の不自由な人などが通行しているとき 』の『②』を以下のように変更し、
P.96 『⑥』の『*2』を『*3』に繰り下げます。また欄外に『*2』を追加し、『*2』を『*3』に繰り下げます。

② ^{しんたいしやう}身体障がい者用の車^{しやよう}いす ^{くるま} → ② ^{しんたいしやう}身体障がい者用の車^{しやよう}^{くるま}*2

* 2

身体障がい者用の車…

身体障がい者用の車い
すや立位型の車など、
身体障がい者の移動用
の車全般をいいます。

P.112 欄外『*1』を以下のように変更します。

* 1

軽車両は…

追い越し禁止場所
であっても、自転車な
どの軽車両や特定小型
原動機付自転車は追い
越すことができます。

P.120 欄外に『  ちよつと注目 ^{ちやうとちゆめ} 』を追加します。

 **ちよつと注目**

遠隔操作型小型車
をみかけたら

遠隔操作型小型車
には次のような標識
(遠隔操作型小型車マーク)
がついています。



通行させている人が
近くにいない場合や、
道路上で突然停止する
可能性があるので、近
くを通るときには注意
しましょう。

P.153 『(5) 事業者等の表示、車掌の乗務』の『①』を以下のように変更します。

- ① 事業者の氏名（または名称）や自動車登録番号等を、旅客自動車内に
旅客に見やすいよう掲示しなければなりません。

『Pick up **ピックアップ** 必要物品の備え付けなど』の『④』を以下のように変更し、

P.155 欄外の『**ちょっと注目**』を削除します。

- ④ タクシー、ハイヤーの運転手は、乗務中、事業者の作成した乗務員証を携行し、乗務が終了したときは、その乗務員証を返還しなければなりません。また、法人タクシーに乗務する際は、国土交通大臣の交付する運転者証も携行しなければなりません。

P.209 『(2) 運転席での点検』の表中、『点検の実施方法』内、最終行の後に以下の内容を追加します。

ちゅうしゃ
駐車ブレーキレバー
(ペダル)の引きしろ
(踏みしろ)

※電動式駐車ブレーキが装着されている自動車では、制動装置に関する警告灯が点灯していないかを目で見点検します。

P.211 『(4) 車のまわりからの点検』の表中、『点検の実施方法』内、最終行の後に以下の内容を追加します。

タイヤの
空気圧

※タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車では、運転席から空気圧表示の値が規定値であるかを目で見点検します。

法改正に伴う用語の定義変更により、以下のページ内に記載されている「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に変更します。

8 / 20 / 21 / 22 / 32 / 40 / 53 / 56 / 64 / 68 / 69 / 73 / 82 / 83 /
90 / 112 / 114 / 137 / 139 / 180

※ただし、以下の箇所については従来通り『原動機付自転車』の記載のままとします。

53: 欄外下部 **ちょっと注目** / 62 / 63 / 64: (1) ③ 本文1行目 /

83: 表中、項目名 / 83: **Pick up** **ピックアップ** 本文1行目 / 220